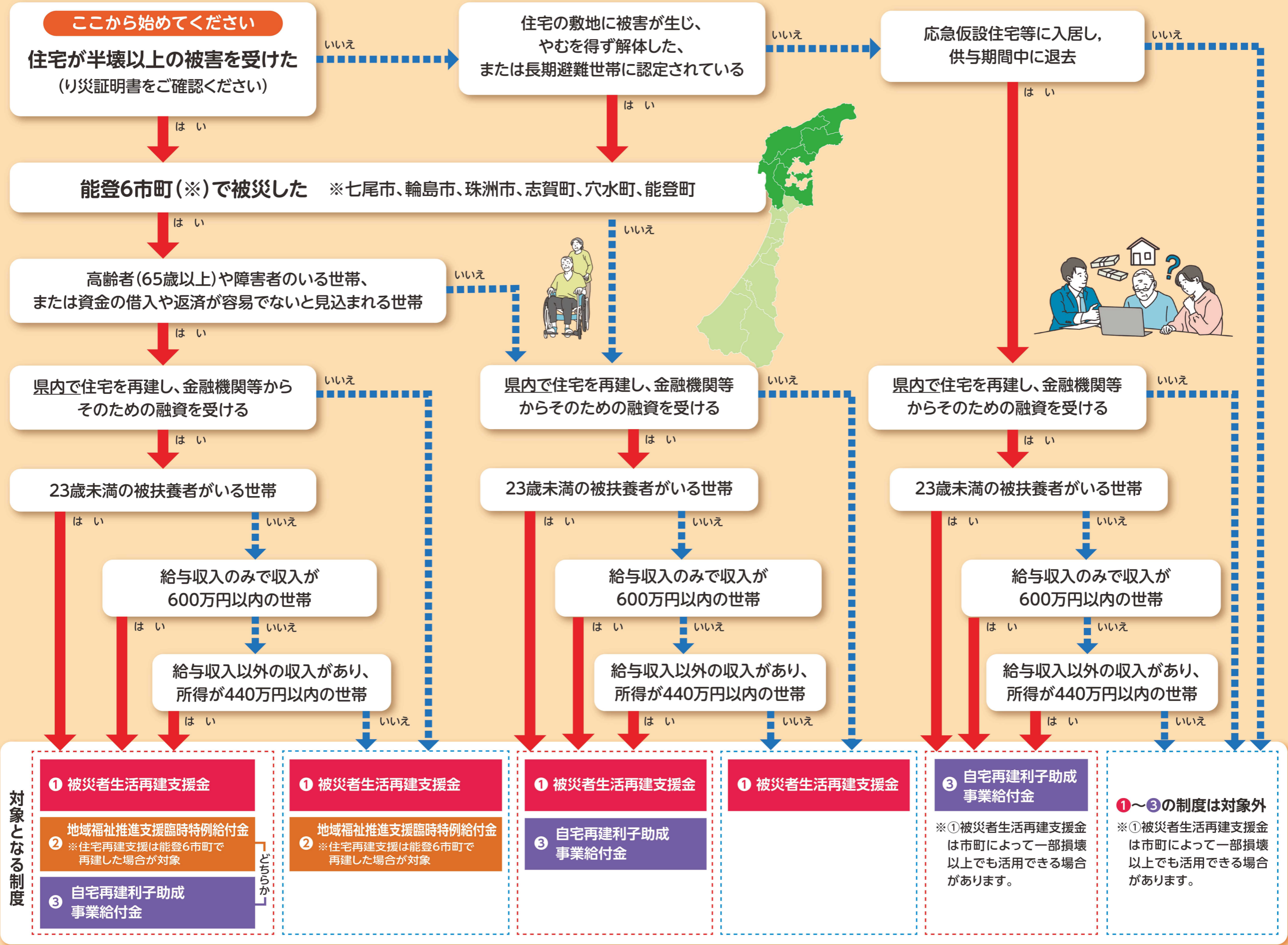


令和6年能登半島地震 支援制度のご案内

今回の地震で被災されたみなさんが受けられる支援制度は、お一人お一人の住宅の被害状況や、家族構成などによって異なります。「Iお住まいに関する給付」、「II見舞金や義援金などの給付」、「III貸付・融資」について、ご自身が受けられる支援内容をご確認いただき、今後の生活再建にお役立てください。

※市町によっては、さらに追加の支援がある場合があります。

I お住まいに関する給付



① 被災者生活再建支援金

【対象】 お住まいが半壊以上の被害にあわれた世帯 (解体世帯と長期避難世帯を含む)
※一部市町では、準半壊・一部損壊世帯も対象

【内容】

- ①基礎支援金 お住まいの被害程度に応じて**最大100万円**を支給
- ②加算支援金 お住まいの再建方法に応じて**最大200万円**を支給
※自己負担がある場合

再建方法	加算支援金額(最大)
建設・購入	200万円
補修	100万円
賃借	50万円

※①、②いずれも、1人世帯は3/4の額を支給

【お問い合わせ・申請先】
被災したお住まいのある市町の窓口
※窓口・郵送で受け付け

② 地域福祉推進支援臨時特例給付金

【対象】 能登6市町(※)において、半壊以上の被災をした、
・高齢者や障害者のいる世帯
・資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯

①住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯、
②家計急変世帯、③児童扶養手当受給世帯、
④離職・廃業した人がいる世帯、
⑤一定のローン残高がある世帯 など
(※)七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

【内容】 家財等支援:**最大100万円**
(家財50万円+自動車50万円)
住宅再建支援:**最大200万円** ※実費を勘案
(賃借の場合:最大100万円)
※住宅再建支援は能登6市町で再建した場合が対象

【お問い合わせ・申請先】
地域福祉推進支援臨時特例給付金コールセンター
TEL:076-225-1956
※窓口・オンライン(6月3日～)、郵送で受け付け

③ 自宅再建利子助成事業給付金

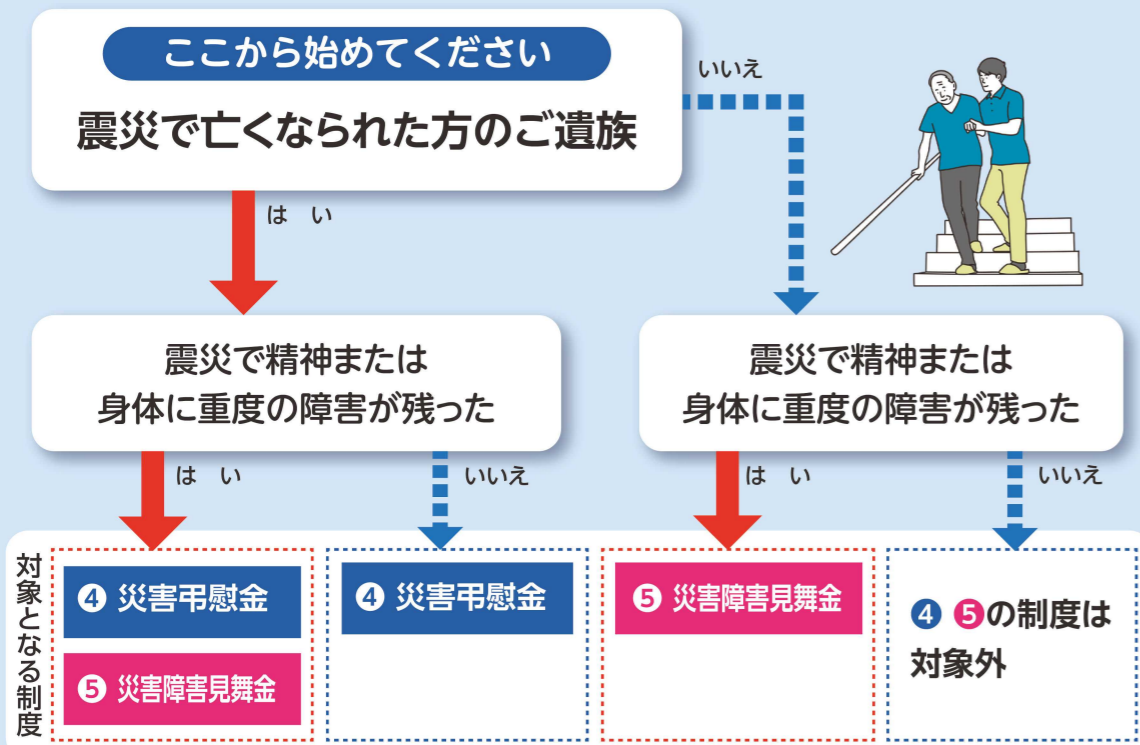
【対象】 次の(1)～(3)の全ての項目に該当する方
(1)県内で住宅の新築・購入または補修を行う方
(2)次の1～4のいずれかに該当する方
1 県内で住宅が半壊以上の被害を受けた
2 住宅敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した
3 長期避難世帯に認定されている
4 応急仮設住宅等に入居していた
(3)次の収入要件のいずれかを満たす世帯の方
・給与収入のみの世帯:600万円以内
・給与収入以外の収入がある世帯:440万円以内
・23歳未満の被扶養者がいる世帯:所得制限なし

【内容】 住宅再建のための融資に必要な利子分を助成(最大300万円、一括前払い)

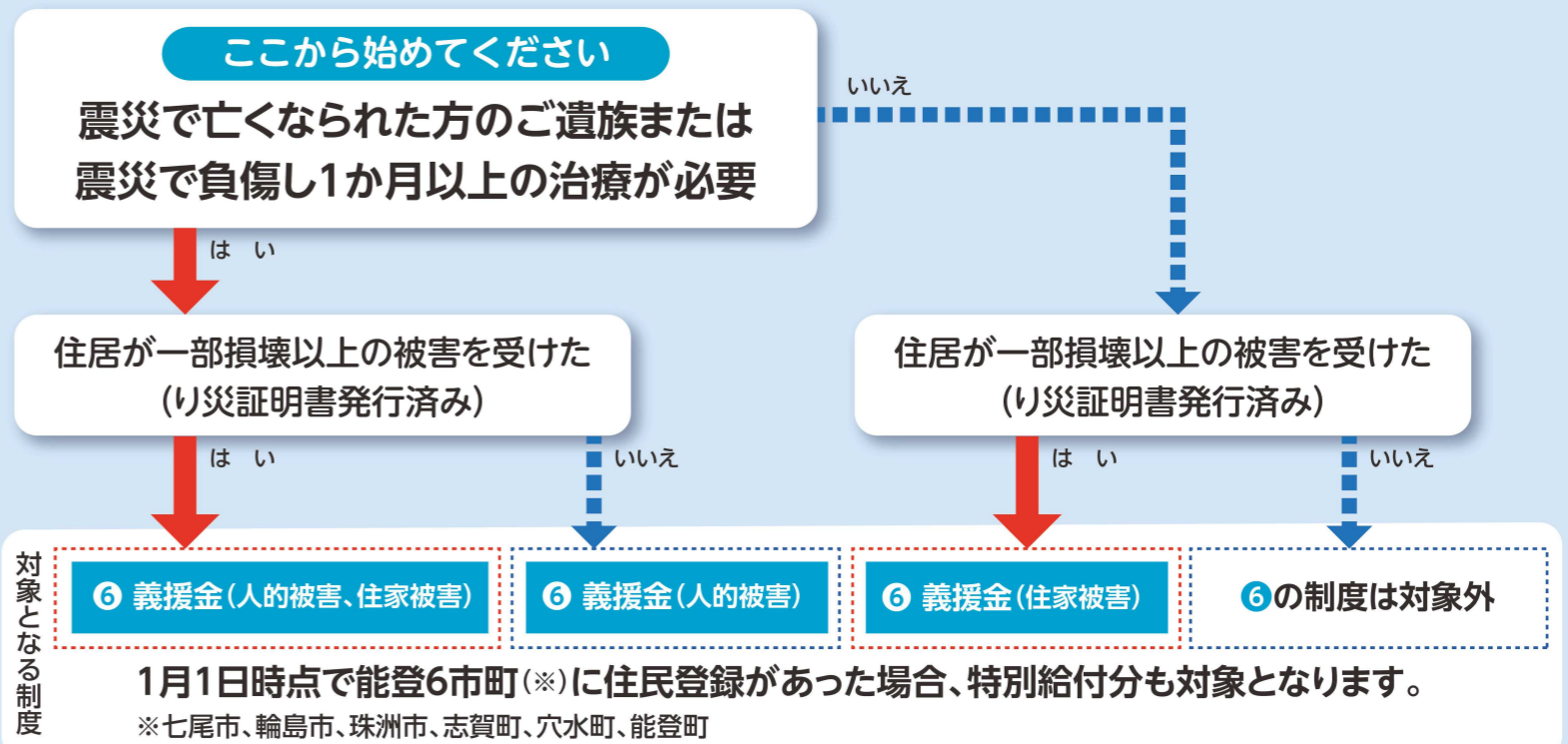
【お問い合わせ・申請先】
自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
TEL:076-225-1968
※窓口(6月3日～)、郵送で受け付け

Ⅱ 見舞金や義援金などの給付

災害弔慰金・災害障害見舞金



義援金



4 災害弔慰金

【対象・内容】
震災で亡くなられた方のご遺族に支給
(支給額)
・亡くなられた方が生計維持者の場合:**500万円**
・その他の場合:**250万円**

【お問い合わせ・申請先】
被災したお住まいのある市町の窓口



5 災害障害見舞金

【対象・内容】
震災で重度障害が残った方に支給(支給額)
・障害が残った方が生計維持者の場合:**250万円**
・その他の場合:**125万円**

【お問い合わせ・申請先】
被災したお住まいのある市町の窓口



6 義援金

●**人的被害【対象・内容】**
亡くなられた方のご遺族および震災が直接的な原因で負傷し1か月以上の治療を要する方に配分(配分金額)
亡くなられた方のご遺族:**100万円**
重傷を負われた方:**10万円**

【お問い合わせ・申請先】 被災したお住まいのある市町の窓口

※義援金の追加配分については配分委員会で決定します。今後の委員会開催結果により変更があります。(記載の内容は5月30日時点です。)

●住家被害【対象・内容】

被害区分	配分金額
全壊	100万円/世帯
大規模半壊	75万円/世帯
中規模半壊	50万円/世帯
半壊	25万円/世帯
準半壊	10万円/世帯
一部損壊	3万円/世帯

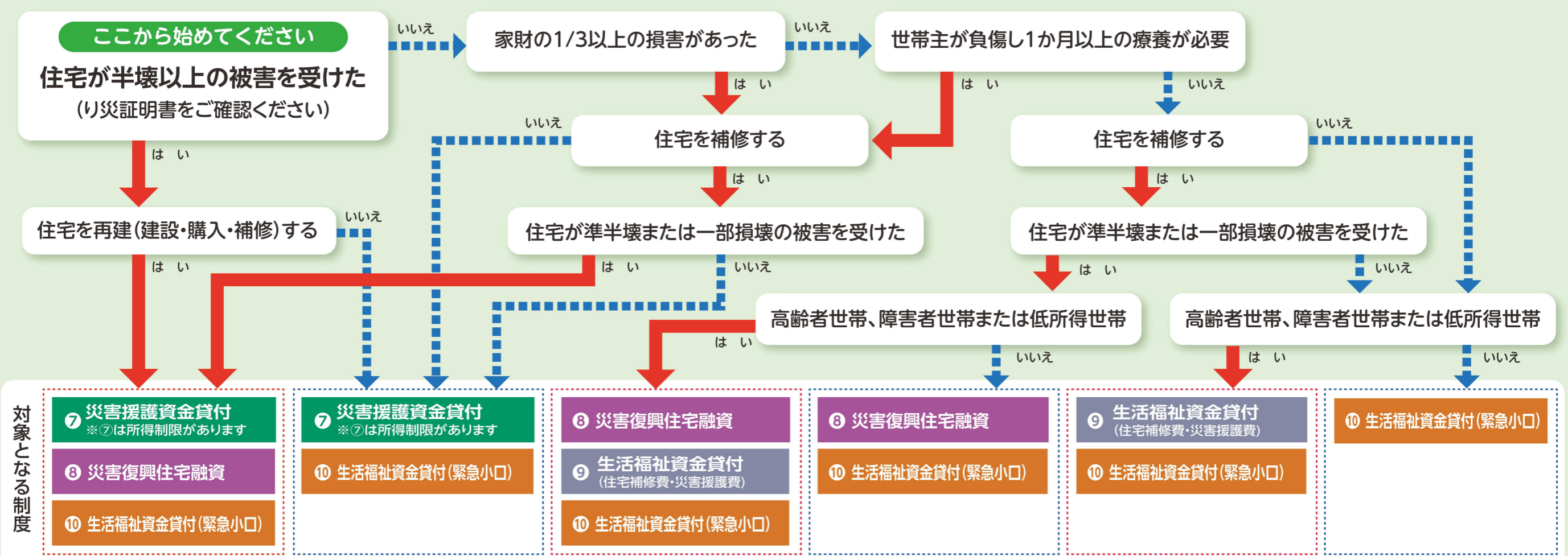
※被害者生活再建支援制度における解体世帯と長期避難世帯は全壊とみなします

●特別給付分【対象・内容】

1月1日時点で能登6市町に住民登録をされていた方全員に**5万円/人**を配分
【お問い合わせ・申請先】
TEL:0120-102-829
※オンライン、郵送、窓口で受け付け



Ⅲ 貸付・融資 ※返済が必要です



7 災害援護資金貸付

【対象】 次の1~3のいずれかに該当し、下表の所得制限を満たす方
1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上
2. 家財の1/3以上の損害
3. 住宅の半壊又は全壊・流失等

世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

【内容】 人的・住家被害の状況に応じて**最大350万円**を貸付

【お問い合わせ・申請先】
被災したお住まいのある市町の窓口



8 災害復興住宅融資

【対象】 住宅が半壊以上の被害を受け、住宅を再建する方
※補修に限り、準半壊または一部損壊の方も対象になります
【内容】 再建方法に応じて下表のとおり貸付

再建方法	貸付金額(最大)
建設	土地取得する場合 5,500万円 土地を取得しない場合 4,500万円
購入	5,500万円
補修	2,500万円

※60歳以上の方には高齢者向け返済特例による融資制度もあります

【お問い合わせ・申請先】
(独)住宅金融支援機構
お客さまコールセンター
TEL:0120-086-353



9 生活福祉資金貸付(住宅補修費・災害援護費)

【対象】 高齢者世帯、障害者世帯または低所得世帯のいずれかに該当する被災した世帯
※⑦災害援護資金貸付を利用できる方は対象外です

【内容】 住宅補修・修理や、破損した家具家電の購入・修理などに要する費用を**最大400万円**を貸付



【お問い合わせ・申請先】
市町の社会福祉協議会



10 生活福祉資金貸付(緊急小口)

【対象】 被災により当座の生活費が必要な方
【内容】 原則**10万円**を無利子で貸付
※特に必要と認められる場合は20万円



【お問い合わせ・申請先】
市町の社会福祉協議会

